

市内医療機関の皆様へ

横浜市保健所長 田畑 和夫

新型コロナウイルス感染症に関する抗原定量検査について（周知）

貴会におかれましては、この度の新型コロナウイルス感染症にかかる対応につきまして、御尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

令和 2 年 6 月 25 日、厚生労働省から新型コロナウイルス抗原定量検査の取扱いについて通知及び事務連絡がありました。

つきましては、本通知及び事務連絡について、お知らせいたします。

1 関連通知名及び主な内容

(1) 「新型コロナウイルス抗原定量検査の取扱いについて」（別添 1）

- ・新型コロナウイルス抗原検出キットである「ルミパルス SARS-CoV-2 Ag」（製造販売業者：富士レビオ株式会社）について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく承認が得られ、6 月 25 日より保険適用となった。
- ・「ルミパルス SARS-CoV-2 Ag」を用いた検査については、「SARS-CoV-2 抗原検出用キットの活用に関するガイドライン」を適用しないこと。
- ・新型コロナウイルス抗原定量検査は「鼻咽頭拭い液」及び「唾液」を検査検体とする。

(2) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（別添 2）

- ・届出基準における検査方法に「抗原定量検査による病原体の検出」及び検査材料に「鼻咽頭拭い液又は唾液」を追加した。
- ・新型コロナウイルス感染症の届出様式を改めた。

(3) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」（別添 3）

- ・病原体を保有していないことの確認検査に「抗原定量検査」を追加した。

(4) 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について（一部改正）」（別添 4）

- ・病原体を保有していないことの確認検査に「抗原定量検査」を追加した。

(5) 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）」（別添 5）

- ・新型コロナウイルス感染症に係る検査について、抗原定量検査が保険適用されたことを踏まえ、当該行政検査の取扱いについて改正され、事務契約書の「抗原検査」に「抗原定量検査」が含まれることとなる。なお、既に締結済みの契約については、契約当事者の異議がある場合を除き、「抗原検査」に「抗原定量検査」が含まれるものとする。

## 2 横浜市の対応

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の導入については、神奈川県下自治体で統一とすることとしており、現在調整中です。方針が決まり次第別途通知します。

保険適用の検査の実施においては、横浜市との契約が必要となります。申請方法は健健安第2147号6月18日付通知を参照してください。

## 3 添付資料

- (1) 新型コロナウイルス抗原定量検査の取扱いについて（令和2年6月25日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）（健感発0625第4号令和2年6月25日厚生労働省健康局結核感染症課長通知）
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（健感発0625第5号令和2年6月25日厚生労働省健康局結核感染症課長通知）
- (4) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について（一部改正）  
（令和2年6月25日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）
- (5) 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）（健感発0625第6号令和2年6月25日厚生労働省健康局結核感染症課長通知）
- (6) 「SARS-CoV-2 抗原検出用キットの活用に関するガイドライン」の改定について（周知）  
（健健安第2147号令和2年6月18日横浜市保健所長通知）

◆問合せ先 横浜市健康福祉局健康安全課

【届出基準・検体採取・感染管理等に関すること】

担当：中角・齊藤 671-2463

【契約・保険適用に関すること】

担当：藤川・小林 671-2463・2445

事務連絡

令和 2 年 6 月 25 日

各 

|        |
|--------|
| 都道府県   |
| 保健所設置市 |
| 特別区    |

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

## 新型コロナウイルス抗原定量検査の取扱いについて

新たな新型コロナウイルス抗原検出用キットである「ルミパルス SARS-CoV-2 Ag」（製造販売業者：富士レビオ株式会社）について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく承認が得られ、本日より保険適用となるところです。

当該製品については、専用の測定機器を用いることにより、従来の抗原検出用キット（抗原定性検査）よりも感度が高く、抗原の定量的な測定が可能であることから、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、貴管内医療機関等に対し周知いただきますようお願いいたします。

## 記

1. 「ルミパルス SARS-CoV-2 Ag」を用いた検査については、「SARS-CoV-2 抗原検出用キットの活用に関するガイドライン」を適用しないこと。
2. 本製品の使用上の注意に従い、本品で 1pg/mL 以上 10pg/mL 未満の測定結果が得られた場合には、必要に応じて核酸検査法の結果も含めて総合的に SARS-CoV-2 感染の診断を行うこと。また、初診患者については、10pg/mL 以上の測定結果が得られた場合でも、本品のカットオフ値、感度、特異度及び臨床症状や臨床経過に基づき SARS-CoV-2 感染の有無を検討し、必要に応じて核酸検査法の結果も含めて診断を行うこと。
3. その他、核酸検査法と同様に、「新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日健感発 0 3 0 4 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。6 月 25 日最終改正\*）、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 2 月 6 日

付け健感発 0206 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 6 月 25 日最終改正)、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」(令和 2 年 4 月 2 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。同年 6 月 25 日最終改正)、「2019-nCoV (新型コロナウイルス) 感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」(6 月 2 日最終更新)、「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」(6 月 2 日最終更新)等の関連文書に従い検査を行うこと。

※ 本事務連絡に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の委託契約を締結していない医療機関については、速やかに適切な感染対策等がとられている医療機関であることを確認の上、「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」として、行政検査 (PCR 検査及び抗原検査) の委託契約を締結すること。

4. 「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS) を活用した感染症発生動向調査について」(令和 2 年 5 月 29 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡) に沿って、検査の実施及び結果について、結果が陰性である場合を含め、新型コロナウイルス検査感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS) に入力すること。その際、抗原定性検査及び抗原定量検査の別が分かるようにすること。

健感発 0625 第 4 号

令和 2 年 6 月 25 日

各 { 都 道 府 県 }  
      { 保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中  
      { 特 別 区 }

厚生労働省健康局結核感染症課長  
( 公 印 省 略 )

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項  
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 2 年 2 月 4 日付け健感発 0204 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等をお示ししたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症に関する現時点の知見及び検査方法の開発状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症について別紙のとおり改正することとしました。当該改正の概要等については、下記のとおりですので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 改正概要

- ・ 「第 7 指定感染症」の「(3) 届出基準」における検査方法に抗原定量検査による病原体の抗原の検出」及び検査材料に「鼻咽頭拭い液又は唾液」を追加した。
- ・ 別記様式 6-1（発生届）等について、所要の整理を行った。

2 適用日

本日より適用する。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

| 改正後  | 現行  |      |                |   |                           |        |                            |            |  |      |      |                |   |                                     |        |
|--|---|------|----------------|---|---------------------------|--------|----------------------------|------------|--|------|------|----------------|---|-------------------------------------|--------|
| <p>(別紙)<br/>医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>第7 指定感染症<br/>1 (略)<br/>(1)・(2) (略)<br/>(3)届出基準<br/>ア～エ (略)<br/>オ 感染症死亡疑い者の死体<br/>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">検査方法</th> <th style="width: 75%;">検査材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分離・同定による病原体の検出</td> <td>喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料</td> </tr> <tr> <td>検体から直接の核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出</td> <td>鼻咽頭拭い液</td> </tr> <tr> <td><u>抗原定性検査</u>による病原体の抗原の検出</td> <td>鼻咽頭拭い液又は唾液</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) (略)</p> | 検査方法  | 検査材料 | 分離・同定による病原体の検出 | 喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料 | 検体から直接の核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出 | 鼻咽頭拭い液 | <u>抗原定性検査</u> による病原体の抗原の検出 | 鼻咽頭拭い液又は唾液 | <p>(別紙)<br/>医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>第7 指定感染症<br/>1 (略)<br/>(1)・(2) (略)<br/>(3)届出基準<br/>ア～エ (略)<br/>オ 感染症死亡疑い者の死体<br/>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">検査方法</th> <th style="width: 75%;">検査材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分離・同定による病原体の検出</td> <td>喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料</td> </tr> <tr> <td><u>迅速診断キット</u>による病原体の抗原の検出<br/>(新設)</td> <td>鼻咽頭拭い液</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) (略)</p> | 検査方法 | 検査材料 | 分離・同定による病原体の検出 | 喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料 | <u>迅速診断キット</u> による病原体の抗原の検出<br>(新設) | 鼻咽頭拭い液 |
| 検査方法   | 検査材料  |      |                |   |                           |        |                            |            |  |      |      |                |   |                                     |        |
| 分離・同定による病原体の検出   | 喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料 |      |                |   |                           |        |                            |            |  |      |      |                |   |                                     |        |
| 検体から直接の核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出  | 鼻咽頭拭い液  |      |                |   |                           |        |                            |            |  |      |      |                |   |                                     |        |
| <u>抗原定性検査</u> による病原体の抗原の検出   | 鼻咽頭拭い液又は唾液  |      |                |   |                           |        |                            |            |  |      |      |                |   |                                     |        |
| 検査方法   | 検査材料  |      |                |   |                           |        |                            |            |  |      |      |                |   |                                     |        |
| 分離・同定による病原体の検出   | 喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料 |      |                |   |                           |        |                            |            |  |      |      |                |   |                                     |        |
| <u>迅速診断キット</u> による病原体の抗原の検出<br>(新設)  | 鼻咽頭拭い液  |      |                |   |                           |        |                            |            |  |      |      |                |   |                                     |        |

別記様式1～5 (略)

別記様式6-1

| 新型コロナウイルス感染症 発生届  |  |
|---|--|
| 都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿  |  |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。  |  |
| 届出の氏名   | 報告年月日 令和 年 月 日   |
| 印   |  |
| (署名又は記名押印のこと)   |  |
| 従事する病院・診療所の名称   |  |
| 上記病院・診療所の所在地(※)   |  |
| 電話番号(※)   |  |
| (※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)   |  |
| 1 診断（検査）した者（死体）の類型  |  |
| ・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体  |  |
| 2 当該者氏名   | 3 性別 4 生年月日 5 診断時の年齢(歳は月齢) 6 当該者職業   |
| 7 当該者住所   | 電話( ) -  |
| 8 当該者所在地  | 電話( ) -  |
| 9 保護者氏名   | 10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) 電話( ) -  |
| 11 症 状  | 18 感染原因・感染経路・感染地域  |
| ・発熱 ・咳 ・咽以外の急性呼吸器症状<br>・肺炎像 ・重篤な肺炎 ・急性呼吸器症候群<br>・多臓器不全 ・全身倦怠感 ・頭痛 ・嘔気/嘔吐<br>・下痢 ・結膜炎 ・嗅覚・味覚障害<br>・その他( )<br>・なし   | ①感染原因・感染経路（確定・推定）<br>1 飛沫・飛沫核感染（感染源の種類・状況：）<br>2 接触感染（接触した人・物の種類・状況：）<br>3 その他( )<br>②感染地域（確定・推定）<br>1 日本国内（ 都道府県 市区町村）<br>2 国外（ 国 詳細地域）<br>※ 複数の国又は地域該当する場合は全て記載すること。<br>渡航期間(出国日 年 月 日・入国日 年 月 日 国外居住者については、入国日のみで可)<br>19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項<br>・届出時点の入院の有無(有・無)<br>入院例のみ(入院年月日 令和 年 月 日) |
| 12 診断方法   | この届出は診断実施中に行ってください   |
| ・検体から核酸増幅法(PCR法 LAMP法など)による病原体遺伝子の検出<br>検体：喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽拭い液、鼻腔吸引液、鼻咽拭い液、便、唾液、創検材料、その他( )<br>検体採取日( 月 日 )<br>結果(陽性・陰性)<br>・抗原定性検査による病原体の検出<br>検体：鼻咽拭い液<br>検体採取日( 月 日 )<br>結果(陽性・陰性)<br>・抗原定量検査による病原体の検出<br>検体：鼻咽拭い液・唾液<br>検体採取日( 月 日 )<br>結果(陽性・陰性) | 13 初診年月日 令和 年 月 日<br>14 診断(検査)(※)年月日 令和 年 月 日<br>15 感染したと推定される年月日 令和 年 月 日<br>16 発病年月日(※) 令和 年 月 日<br>17 死亡年月日(※) 令和 年 月 日   |
| (1、3、11、12、18欄は該当する番号等○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を記入すること。<br>(※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。<br>11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。)   |  |

別記様式1～5 (略)

別記様式6-1

| 新型コロナウイルス感染症 発生届  |  |
|---|--|
| 都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿  |  |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。  |  |
| 医師の氏名   | 報告年月日 令和 年 月 日   |
| 印   |  |
| (署名又は記名押印のこと)   |  |
| 従事する病院・診療所の名称   |  |
| 上記病院・診療所の所在地(※)   |  |
| 電話番号(※)   |  |
| (※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)   |  |
| 1 診断（検査）した者（死体）の類型  |  |
| ・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体  |  |
| 2 当該者氏名   | 3 性別 4 生年月日 5 診断時の年齢(歳は月齢) 6 当該者職業   |
| 7 当該者住所   | 電話( ) -  |
| 8 当該者所在地  | 電話( ) -  |
| 9 保護者氏名   | 10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) 電話( ) -  |
| 11 症 状  | 18 感染原因・感染経路・感染地域  |
| ・発熱 ・咳 ・咽以外の急性呼吸器症状<br>・肺炎像 ・重篤な肺炎 ・急性呼吸器症候群<br>・多臓器不全 ・全身倦怠感 ・頭痛 ・嘔気/嘔吐<br>・下痢 ・結膜炎 ・嗅覚・味覚障害<br>・その他( )<br>・なし   | ①感染原因・感染経路（確定・推定）<br>1 飛沫・飛沫核感染（感染源の種類・状況：）<br>2 接触感染（接触した人・物の種類・状況：）<br>3 その他( )<br>②感染地域（確定・推定）<br>1 日本国内（ 都道府県 市区町村）<br>2 国外（ 国 詳細地域）<br>※ 複数の国又は地域該当する場合は全て記載すること。<br>渡航期間(出国日 年 月 日・入国日 年 月 日 国外居住者については、入国日のみで可)<br>19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項<br>・届出時点の入院の有無(有・無)<br>入院例のみ(入院年月日 令和 年 月 日) |
| 12 診断方法   | この届出は診断実施中に行ってください   |
| ・検体から核酸増幅法(PCR法 LAMP法など)による病原体遺伝子の検出<br>検体：喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽拭い液、鼻腔吸引液、鼻咽拭い液、便、唾液、創検材料、その他( )<br>検体採取日( 月 日 )<br>結果(陽性・陰性)<br>・病体からの抗原検出(イムノクロマト法など)<br>検体：鼻咽拭い液<br>検体採取日( 月 日 )<br>結果(陽性・陰性) | 13 初診年月日 令和 年 月 日<br>14 診断(検査)(※)年月日 令和 年 月 日<br>15 感染したと推定される年月日 令和 年 月 日<br>16 発病年月日(※) 令和 年 月 日<br>17 死亡年月日(※) 令和 年 月 日   |
| (1、3、11、12、18欄は該当する番号等○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を記入すること。<br>(※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。<br>11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。)   |  |

新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
 （署名又は記名押印のこと）

従事する病院・診療所の名称 \_\_\_\_\_  
 上記病院・診療所の所在地(※) \_\_\_\_\_  
 電話番号(※) \_\_\_\_\_

（※病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住所・電話番号を記載）

|  |                               |        |                 |         |
|--|-------------------------------|--------|-----------------|---------|
| 1 診断（検案）した者（死体）の種類                                 |                               |        |                 |         |
| ・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体 |                               |        |                 |         |
| 2 当該者氏名  | 3 性別                          | 4 生年月日 | 5 診断時の年齢(0歳は月齢) | 6 当該者職業 |
|  | 男・女                           | 年 月 日  | 歳 ( 月 )         |         |
| 7 当該者住所  |                               |        |                 |         |
| 電話 ( ) -   |                               |        |                 |         |
| 8 当該者所在地   |                               |        |                 |         |
| 電話 ( ) -   |                               |        |                 |         |
| 9 保護者氏名  | 10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) |        |                 |         |
|  | 電話 ( ) -                      |        |                 |         |

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 11<br>症<br>状     | ・発熱 ・咳 ・咳以外の急性呼吸器症状<br>・肺炎像 ・重篤な肺炎 ・急性呼吸窮迫症候群<br>・多臓器不全 ・全身倦怠感 ・頭痛 ・嘔気/嘔吐<br>・下痢 ・結膜炎 ・嗅覚・味覚障害<br>・その他 ( )<br>・なし | 18 感染原因・感染経路・感染地域<br>①感染原因・感染経路 ( 確定・推定 )<br>1 飛沫・飛沫核感染 (感染源の種類・状況 : )<br>2 接触感染 (接触した人・物の種類・状況 : )<br>3 その他 ( )<br>② 感染地域 ( 確定・推定 )<br>1 日本国内 ( 都道府県 市区町村 )<br>2 国外 ( 国 詳細地域 )<br>※ 複数の国又は地域該当する場合は全て記載すること。<br>渡航期間(出国日 年 月 日・入国日 年 月 日<br>国外居住者については、入国日のみで可)   |
|                  | 12<br>診<br>断<br>方<br>法  | ・分離・同定による病原体の検出<br>検体：喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、<br>鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、<br>剖検材料、その他 ( )<br>検体採取日 ( 月 日 )<br>結果 ( 陽性・陰性 )<br>・検体から核酸増幅法(PCR法 LAMP法など)による<br>病原体遺伝子の検出<br>検体：喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、<br>鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、<br>剖検材料、その他 ( )<br>検体採取日 ( 月 日 )<br>結果 ( 陽性・陰性 )<br>・抗原定性検査による病原体の抗原の検出<br>検体：鼻咽頭拭い液<br>検体採取日 ( 月 日 )<br>結果 ( 陽性・陰性 )<br>・抗原定量検査による病原体の抗原の検出<br>検体：鼻咽頭拭い液・唾液<br>検体採取日 ( 月 日 )<br>結果 ( 陽性・陰性 ) |
| 13 初診年月日         |   | 令和 年 月 日   |
| 14 診断（検案(※))年月日  |   | 令和 年 月 日   |
| 15 感染したと推定される年月日 |   | 令和 年 月 日   |
| 16 発病年月日 (*)     |   | 令和 年 月 日   |
| 17 死亡年月日 (※)     |   | 令和 年 月 日   |

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。  
 (※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(\*)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。  
 11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

この届出は診断後直ちに行ってください

## 第7 指定感染症

- 1 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

### （1）定義

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス（ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）（以下「新型コロナウイルス」という）による急性呼吸器症候群である。

### （2）臨床的特徴等（2020年5月13日時点）

現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関などをはじめとするヒトーヒト感染が報告されている。2019年12月より中華人民共和国湖北省武漢市を中心として発生がみられており、世界的に感染地域が拡大している。

臨床的な特徴としては、潜伏期間は1～14日（通常5～6日）である。主な症状は、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状であり、頭痛、下痢、結膜炎、嗅覚障害、味覚障害等を呈する場合もある。一部のものは、主に5～14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部X線写真、胸部CTなどで肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。

### （3）届出基準

#### ア 患者（確定例）

医師は、（2）の臨床的特徴を有する者について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が（2）の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### ウ 疑似症患者

医師は、（2）の臨床的特徴を有する者について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

#### エ 感染症死亡者の死体

医師は、（2）の臨床的特徴を有する死体について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、（2）の臨床的特徴を有する死体について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

| 検査方法                      | 検査材料  |
|---------------------------|---|
| 分離・同定による病原体の検出            | 喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料 |
| 検体から直接の核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出 | 鼻咽頭拭い液  |
| 抗原定性検査による病原体の抗原の検出        | 鼻咽頭拭い液又は唾液  |
| 抗原定量検査による病原体の抗原の検出        |   |

#### (4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のアからオまでのいずれかに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

オ アからエまでに掲げるほか、次のいずれかに該当し、医師が新型コロナウイルス感染症を疑うもの

- ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
- ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
- ・ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高いもの

健感発0625第5号  
令和2年6月25日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
( 公 印 省 略 )

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いについて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年2月6日付け健感発0206第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を別添のとおり一部改正しますので、十分御承知の上、その取扱いに遺漏のないようご対応をお願いいたします。

本通知による改正後の取扱いについては、本日より適用することとします。

## 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年2月6日健感発0206第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>第1 退院に関する基準</p> <p>新型コロナウイルス感染症の患者について、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第3条において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①に該当する場合とする。ただし、次の②に該当する場合も差し支えないこととする。</p> <p>① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合</p> <p>② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に<u>核酸増幅法又は抗原定量検査</u>（以下「<u>核酸増幅法等</u>」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の③に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の④に該当する場合も退院</p> | <p>第1 退院に関する基準</p> <p>新型コロナウイルス感染症の患者について、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第3条において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①に該当する場合とする。ただし、次の②に該当する場合も差し支えないこととする。</p> <p>① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合</p> <p>② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の③に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の④に該当する場合も退院</p> |

の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

③ 発症日から10日間経過した場合

④ 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。(①又は③に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

## 第2 就業制限に関する基準

(略)

の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

③ 発症日から10日間経過した場合

④ 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。(①又は③に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

## 第2 就業制限に関する基準

(略)

事 務 連 絡  
令和 2 年 6 月 2 5 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象  
並びに自治体における対応に向けた準備について（一部改正）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）における新型コロナウイルス感染症の患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いについては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 6 月 25 日付け健感発 0625 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により本日改正されたところ、当該改正を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和 2 年 4 月 2 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）についても別添のとおり一部改正しますので、十分御承知の上、その取扱いに遺漏のないようご対応をお願いいたします。

本事務連絡による改正後の取扱いについては、本日より適用することとします。

## 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」  
(令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>2. 宿泊療養・自宅療養の対象及び解除の考え方</p> <p>(2) 解除に関する考え方</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の患者（有症状者）については、原則として次の①に該当する場合に、宿泊療養又は自宅療養を解除するものとする。ただし、次の②に該当する場合も、解除して差し支えないこととする。</p> <p>① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合</p> <p>② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に<u>核酸増幅法又は抗原定量検査</u>（以下「<u>核酸増幅法等</u>」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</p> <p>○ 無症状病原体保有者については、原則として次の③に該当する場合に、宿泊療養又は自宅療養を解除するものとする。ただし、次の④に該当する場合も、解除して差し支えないこととする。</p> <p>③ 発症日から10日間経過した場合</p> <p>④ 発症日から6日間経過した後に<u>核酸増幅法等</u>の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</p> | <p>2. 宿泊療養・自宅療養の対象及び解除の考え方</p> <p>(2) 解除に関する考え方</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の患者（有症状者）については、原則として次の①に該当する場合に、宿泊療養又は自宅療養を解除するものとする。ただし、次の②に該当する場合も、解除して差し支えないこととする。</p> <p>① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合</p> <p>② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</p> <p>○ 無症状病原体保有者については、原則として次の③に該当する場合に、宿泊療養又は自宅療養を解除するものとする。ただし、次の④に該当する場合も、解除して差し支えないこととする。</p> <p>③ 発症日から10日間経過した場合</p> <p>④ 発症日から6日間経過した後に<u>核酸増幅法</u>の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</p> |

○ 発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

また、上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。(①又は③に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで解除の基準を満たさないものとする。

以下 略

○ 発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

また、上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。(①又は③に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで解除の基準を満たさないものとする。

以下 略

## 別添 5

健感発 0625 第 6 号

令和 2 年 6 月 25 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR 検査及び抗原検査）については、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日付け健感発 0 3 0 4 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 6 月 2 日最終改正。以下「行政検査通知」という。）において、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）における行政検査の具体的な取扱いとして、医療機関との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく行政検査の委託契約の締結や費用の支払等について、お知らせしたところである。

今般、抗原検査として新たに抗原定量検査が追加され、当該検査の検体として鼻咽頭拭い液及び唾液が定められたことに伴い、行政検査通知を別紙のとおり一部改正したので、十分御承知の上、その取扱いについて、遺漏なくご対応いただくようお願いする。

なお、本改正に伴い、行政検査通知の別添の事務契約書（案）の「抗原検査」に「抗原定量検査」が含まれることとなるが、既に締結済みの契約については、その契約が都道府県等と医療機関の個別の契約であるか、都道府県等と複数の医療機関の集合契約であるかに関わらず、契約当事者の異議がある場合を除き、本通知に基づき、「抗原検査」に「抗原定量検査」が含まれているものとみなすものとする。

以上

市内医療機関の皆様へ

横浜市保健所長 田畑 和夫

## 「SARS-CoV-2 抗原検出用キットの活用に関するガイドライン」の改定について（周知）

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、『SARS-CoV-2 抗原検出用キットの活用に関するガイドライン』の改定について（周知）」の事務連絡がありましたのでお知らせします。

### 1 主な改定内容

新型コロナウイルス感染症を疑う症状発症後 2 日目から 9 日目以内の者（発症日を 1 日目とする）については、抗原検出用キットで陰性となった場合は追加の検査を必須とはしない。

### 2 保険適用での検査実施における契約手続きのご案内

新型コロナウイルスの検査実施をする場合は、横浜市と契約手続きが必要です。当該改訂により、自院（診療所も可能です）での契約を希望する場合は、次の【申し込み方法】のとおりご連絡ください。

#### 【申込方法】※すでに申込みをしている場合は、不要です。

E-mail で契約者の情報を記載のうえ、以下のアドレスあて送付してください。

申込のメールを受信後、契約書類等をメール送付します。

<記載内容>

（件名）【〇〇病院：新型コロナウイルスに係る行政検査の契約について】

（本文）①医療機関名 ②医療機関の住所 ③代表者職・氏名

④担当者名・部署 ⑤E-mail アドレス ⑥電話番号

<送付先>

担当：横浜市健康福祉局健康安全部健康安全課 藤川、小林

E-mail：kf-influ@city.yokohama.jp

【参考】採取検体は、発症後 2 日目から 9 日目以内の新型コロナウイルス感染症を疑う患者の 鼻咽頭ぬぐい液 です。検体採取を実施する場合は、サージカルマスク、眼の防護（ゴーグル、フェイスシールド等）、長袖ガウン、手袋を着用してください。（新型コロナウイルス感染症に対する感染管理 2020 年 6 月 2 日改訂（国立感染症研修所、国立国際医療センター 国際感染症センター））

### 3 添付資料

「SARS-CoV-2 抗原検出用キットの活用に関するガイドライン」の改定について（周知）  
（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、令和 2 年 6 月 16 日付事務連絡）

担当：横浜市健康福祉局健康安全課

健康危機管理担当（電話 671-2463）